

# 香港における煽動罪の合憲性

## —羊の村事件および裁判傍聴師事件を事例として—

廣江 倫子 (大東文化大学国際関係学部)

# Constitutional Challenges of the Sedition Law in Hong Kong: An Analysis of the Sheep Village Case and the Disturbance of Court Proceeding Case

Noriko HIROE

### はじめに

表現の自由は、個人の心のなかの思想、また自らが知る事実を、外へ発表する自由をいう。近代憲法において、表現の自由は、基本的人権のうち、精神的自由と呼ばれる権利群の中において、中心的な位置を占める。

表現の自由に対する制約として、違法な行為の煽動や唱道の禁止がある。その筆頭が、政府の転覆の煽動ないし唱道の禁止である<sup>1</sup>。香港においては、煽動罪は、イギリス植民地時代に導入された。他のイギリス植民地の法律をモデルとして制定され、過酷な内容であったが、1952年の適用を最後に、長らく休眠状態にあった<sup>2</sup>。

周知の通り、香港における2019年の逃亡犯条例改正案反対運動を通じて、「中国化」が進む香港の抵抗が、広く国際社会の注目を集めた。反対運動が最も過激化していたときに、ある労働組合が結成された。言語聴覚士が結成した香港言語聴覚士総連合である。この労働組合は、とある「羊の村」を舞台とした3冊の絵本を出版した。絵本には、ある日突然に羊飼いが去り、容赦無く襲いかかってくる狼たちから身を守ることを余儀なくされた「羊の村」が描かれていた。絵本のなかの羊飼いは「イギリス」を、羊の村は「香港」を、そして狼は「中国」を指し、中国返還により香港人の幸せな生活が台無しにされたことを比喩しているとして<sup>3</sup>、絵本の作者5人（いずれも20代の言語聴覚士）が、煽動罪として、逮捕・起訴された（羊の村事件）。

逃亡犯条例改正案反対運動はまた、若者を中心に極めて多くの逮捕者を出した。加えて2020年6月末に施行された香港国家安全維持法による逮捕者もいる。このため、関連裁判が連日のように行われている。そこで、香港国家安全維持法施行後、抗議活動が実質的に不可能になった現在においては、かわりに裁判傍聴が注目を集めている。すなわち、傍聴席から被告人に声援を送り、裁判官、検察や証人の発言に不満を表明する。こうして、裁判傍聴につめかけ傍聴席で上記の活動を行う人々が、いつしか「裁判傍聴師（傍聴師）」と呼ばれるようになった<sup>4</sup>。民主活動家の注目裁判が

次々に行われるなかで、裁判傍聴師の50代の牧師と60代の主婦が、法廷を混乱させたとして、裁判傍聴師として初めて煽動罪で逮捕・起訴された(裁判傍聴師事件)<sup>5</sup>。

このように、香港国家安全維持法施行直後から、数十年ぶりに煽動罪の適用が再開され、かつ活発化している。そのため、煽動罪は、香港国家安全維持法と並んで、香港政府にとって、反対意見を標的にした「2つの主要な手段<sup>6</sup>」と表現されるまでになった。しかも、煽動罪は香港国家安全維持法が規定する犯罪ではないが、終審法院(香港の最高裁判所)は、煽動罪は「国家安全犯罪」に当たるため、香港国家安全維持法が規定する、「公正な裁判」から逸脱した刑事手続<sup>7</sup>などが、煽動罪の被告人にも適用されると判断している<sup>8</sup>。

ここで先行研究を示す。まず、香港において煽動罪は、イギリス植民地時代には、中国の影響を受けた香港左派を弾圧するために適用された歴史がある。このため、当時の左派弾圧に関連した研究がある<sup>9</sup>。次に、返還後は、香港基本法23条に基づく国家安全条例(23条立法)制定との関連で、香港政府が、現行煽動罪の改正案を提案した。煽動罪は国家安全条例の範囲に含まれるためである。これに対して、多くの論考が発表されている<sup>10</sup>。さらに、香港国家安全維持法施行後、煽動罪の適用が活発化してからは、羊の村事件を取り上げた論考<sup>11</sup>のほか、香港政府による自由権規約委員会への第4回定期報告書の提出に際して、同規約違反を指摘する国際機関などからの報告が多く提出されている<sup>12</sup>。自由権規約委員会自体も、煽動罪を廃止すべきという総括所見を発表した<sup>13</sup>。

こうした先行研究を踏まえて、本稿は、煽動罪に関わる論点のうち、合憲性の議論に焦点を合わせ、香港の裁判所における判断および問題点について、検討を試みる。具体的には、前述した「羊の村事件」地区法院判決および「裁判傍聴師事件」マジストレート裁判所判決の検討を行う。上記事件においては、合憲性の他に、煽動罪に関わる様々な論点が提起された。そのなかでも煽動罪の合憲性は、香港国家安全維持法施行後の国家安全事件のなかで、最も注目される黎智英(Jimmy Lai)事件においても審理が予定されるなど、今後、終審法院まで審理が継続する可能性が高い論点である<sup>14</sup>。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第1章において、香港法における煽動罪について、制定の歴史および現行法の規定を紹介する。第2章において、香港国家安全維持法施行後の煽動罪の適用事例を、一覧表にして紹介したうえで、羊の村事件および裁判傍聴師事件を紹介する。第3章においては、煽動罪の合憲性について、香港裁判所の判断を紹介し、問題点を指摘することとしたい。

## 1 香港法における煽動罪—歴史・現行法—

### (1) 歴史

香港において、煽動罪の発展は、出版規制に結びついていた。1914年に煽動的出版物条例(Seditious Publications Ordinance, 1914)が制定され、香港において煽動が正式に犯罪になった。同条例は、新聞、書籍およびその他印刷物の規制を目的とした<sup>15</sup>。1938年には、煽動条例(Sedition Ordinance, Cap.217)が制定、規制は、行為と文字に拡大された。イギリス植民地下の香港政庁は、

同条例および出版整理条例 (Control of Publication Consolidation Ordinance, Cap.268) (1951 年制定) を用いて、1950～60 年代に少なくとも 2 回、親中派の報道機関を起訴した<sup>16</sup>。

一つ目が、1952 年の『大公報』事件である。1951 年、九龍城東頭村の大火災により、数千の家屋が焼失した。これに対し、左派が香港政庁の災害救助活動を批判するなどし、事件は政治問題化した。1952 年、香港政庁が広東省からの慰安団の香港入境を禁止したことから、住民と警察が対立した。これに対し『人民日報』は、香港政庁に抗議するよう呼びかける記事や社説を発表。これらを転載した『大公報』は、最高法院 (Supreme Court) 判決により、6 ヶ月間停刊となり、発行者兼編集者は有罪判決を受けた<sup>17</sup>。

二つ目が、1967 年の『香港夜報 (香港夜報)』、『田豊日報 (田豊)』および『新午報 (正午報)』事件である。1967 年の香港暴動最盛期に、香港政庁は中国系左派新聞であった上記 3 紙の社長および発行責任者らを逮捕、警察に対する不満を煽動する記事を掲載したとして、出版整理条例および煽動条例に基づいて起訴した。3 紙の発行は 6 ヶ月停刊処分になり、印刷業者および発行責任者は禁錮 3 年を言い渡された<sup>18</sup>。この事件に関連して、北京のイギリス代理大使館が、怒った紅衛兵によって焼打ちされるという事態が勃発している<sup>19</sup>。

このように「香港政庁が親中派を標的にするために用いてきた<sup>20</sup>」とされる煽動条例は、1970 年に大幅な修正が加えられた後、1971 年に、犯罪条例に統合された<sup>21</sup>。

1989 年の天安門事件後、香港政庁は、すでに返還が決まっていた香港住民の不安を鎮めるために、1991 年に香港人権条例 (Hong Kong Bill of Rights Ordinance, Cap.383 香港人権法案條例、第 383 章) を制定した。同条例は、国連自由権規約を国内法化している。このため香港人権条例の制定により、既存の法律の大幅な改正が起こった<sup>22</sup>。さらに、香港返還が近づくとつれて、煽動罪の規定を見直す動きが生じた。この結果、1996 年 12 月に、犯罪条例 (改正第 2 号) 草案が立法評議会に提出された。そして、煽動罪の構成要件に、コモン・ローの煽動罪の構成要件を取り入れて、「暴力を引き起こす、あるいは公衆の暴動 (public disorder) もしくは公衆の騒乱 (public disturbance) を引き起こす意図」を有すること、を追加する改正が提案された。この改正案に対し、中国国务院港澳弁公室は、返還後の香港立法機関の権威を侵害し、香港基本法に違反するとの批判を行っている<sup>23</sup>。

返還直前の 1997 年 6 月 24 日に、立法評議会において上記改正案が可決された。しかし、条例の効力発生の要件である官報の告知がいまだになされていないため、改正案は発効していない<sup>24</sup>。これは、中国政府の、23 条立法に関する香港政庁のいかなる改正案も受け入れられないという立場によるものと指摘されている<sup>25</sup>。

ちなみに、イギリスは 2009 年に煽動的名誉毀損罪 (seditious libel) を廃止している。当時、アンソニー・レスター男爵 (Baron Lester of Herne Hill) は、貴族院において、同罪は「言論の自由を不当に制限する、古臭く時代遅れの犯罪」であると述べた。そして、「この犯罪を廃止するもう 1 つの重要な理由がある。…コモンウェルスでは、同様の犯罪があり、政治的批判や反対意見を抑圧するために用いられている」とも述べている<sup>26</sup>。

## (2) 現行法

犯罪条例10条は、「煽動の意図」を持って行われる4つの行為を、犯罪とする。9条が、「煽動の意図」を規定する。

まず、「煽動の意図」(9条1項)とは、次の意図を指す。

### 9条1項

- (a) 中央人民政府やその他の中華人民共和国の機関、香港特別行政区政府または主権領域内の政府に対する憎悪、侮辱または不満を刺激すること。
- (b) 中国国民または香港特別行政区住民を刺激して、非合法的な手段によって、香港特別行政区における、法律によって合法的に設立された事柄を変化させようとする事。
- (c) 香港特別行政区における司法行政に対する憎悪、侮辱または不満を刺激すること。
- (d) 中国国民または香港特別行政区住民の間に、不服または不満を生じさせる事。
- (e) 香港特別行政区における異なる階級の間、悪感情および敵意の感情を促進すること。
- (f) 人々を刺激して暴力行為に及ぼせる事。
- (g) 法律またはいかなる合法的な秩序にも従わないことを助言すること。

10条1項によると、以下の4つの行為が、犯罪に該当する。

### 10条1項

- (a) 煽動の意図を持って、いかなる行為をも行い、行おうとし、あるいは行うためのいかなる準備をも行い、またはいかなる人とも共謀して、いかなる行為をも行う事。
- (b) いかなる煽動的語句をも発言すること。
- (c) いかなる煽動的出版物をも、印刷、出版、販売、供給、流通、展示もしくは復刻すること。
- (d) いかなる煽動的出版物をも輸入すること(本人に、当該出版物が煽動的出版物であると信じる理由がない場合を除く)。

初犯の場合、最高で5000香港ドルの罰金と2年の禁錮が科される(10条1項)。

ただし、9条2項は、法定抗弁を規定している。次のことを意図して行ったに過ぎない場合は、その行為、言説または出版は煽動にあたらぬ。

### 9条2項

- (a) 中央政府または中華人民共和国のその他の機関が、その政策において誤って導かれている、または誤っていることを示す事。
- (b) 香港特別行政区の政府あるいは憲法、立法または司法行政における、誤りや欠点を訂正するという目的の下で、指摘すること。
- (c) 法律によって設立された事柄を、合法的な手段によって変更するように、中国国民または香港特別行政区住民を説得すること。
- (d) 香港特別行政区の異なる階級の間において、悪感情と敵意を生み出す傾向にあるかもししくは生み出している事柄を、それらを取り除く目的で指摘すること。

## 2 香港国家安全維持法施行後の煽動罪

【表1】は、香港国家安全維持法施行後の煽動罪の適用事例を示している。【表1】からは、同法施行後、適用事例が急増していることがわかる。また、国際的に有名な民主活動家に主に適用される傾向のある香港国家安全維持法と異なり、一般の人々のささやかな抵抗に対して、適用されるともいえる。国際NGO団体ヒューマン・ライツ・ウォッチは、香港政府は軽微な言論犯罪を処罰するために、煽動罪の適用を再開した可能性があると指摘している<sup>27</sup>。

【表1】 煽動罪の適用事例（2020年6月30日～2024年1月29日）

逮捕日	対象者（括弧内は逮捕時年齢）	内容	判決結果
2020年			
9月6日	民主活動家、「人民力量」副主席譚得志（48） ☆9月8日起訴	2020年1月から7月にかけて、「光復香港時代革命」、「5大訴求缺一不可」などの抗議スローガンを街頭で叫んだ	2022年3月2日、地区法院、有罪判決 4月20日、量刑言い渡し、禁錮3年4月（無許可集会開催などの量刑も含む）、罰金5000香港ドル
12月7日	無職唐綽謙（19） ☆2022年4月起訴 ☆2022年11月無許可集会参加罪での起訴へ変更	2020年11月19日の香港中文大学卒業式においてキャンパス内でデモ行進を行い、「香港独立」などのスローガンを唱えた	/
	学生沈嘉瀚（17） ☆2022年3月2日起訴 ☆2022年11月無許可集会参加罪での起訴へ変更		
2021年			
2月8日	「傑斯（Giggs）」として知られるラジオ番組司会者尹耀昇（Edmund Wan）（52） ☆起訴	2020年2月8日から11月30日にかけて、司会者を務めるラジオ番組において、林鄭月娥（キャリー・ラム）行政長官の「家族全員死ぬ」などと発言し、不満を表明し、中国共産党に抵抗・打倒するよう他人を煽動するなど、煽動的な動画および音声番組を作成、公開した 台湾への避難者の生活を支援するためのクラウド・ファンディングを運用した 同クラウド・ファンディングの一部を横領あるいは国家分裂を支持する団体に送金した	2022年10月7日、地区法院、禁錮32月（煽動罪で禁錮4月、3つのマネーロンダリング罪で禁錮12月から20月）、487万香港ドル没収
6月6日	事務員曹雪芯（Chloe Cho）（45）、学生黄俊偉（17） ☆起訴	2020年5月から12月11日にかけて、「香港独立」や香港軍の結成を呼びかけたパンフレットを印刷・配布した	2022年1月31日、地区法院、曹雪芯禁錮13.5月、黄俊偉矯正センター入所
6月22日	男性（40）	マンションの物干し竿に「光復香港」の旗を下げた	/
6月25日	女性（36）、男性（40）	マンションの窓に「光復香港時代革命」の旗を掲示した	/
6月26日	男性（37）	マンションのセキュリティゲートに「光復香港時代革命」のステッカーを貼り付けた	/

7月1日	香港独立を目指す組織「賢學思政 (Student Politicism)」設立者の王逸戰、同事務局長陳焜森、男性5人、女性6人	宣伝ビラを配布した	
7月22日	香港言語聴覚士総連合会長黎婁齡 (Lorie Lai) (25)、同副会長楊逸逸 (Melody Yeung) (27) ☆同日、起訴 同会員方梓皓 (Marco Fong) (26)、同秘書伍巧怡 (Sydney Ng) (29)、同会計陳源森 (Samuel Chan) (25) ☆8月30日起訴	『羊の村を守るもの (羊村守衛者)』など、3冊の絵本を出版した	2022年9月7日、地区法院、有罪判決 9月10日、量刑言い渡し、禁錮19月
7月29日	不動産管理マネージャー蔣頌生 (41) ☆起訴	2021年8月6日および6月11日から7月29日にかけて、唐英傑事件 (香港国家安全維持法事件の初めての裁判) の担当裁判官を侮辱するビラを作成し、幼稚園および裁判所に掲示した	2022年1月31日、マジストレート裁判所、禁錮8月
9月28日	無職 (元警察官) 崔駿民 (26) ☆起訴	2021年9月25日から28日にかけて、警察公式 Facebook に、水上警察官の殉職事件について、死ぬに値するものであり、全ての「犬警察」が「できるだけ早く死ぬ」ことを望んでいるなどと、投稿を行なった	2023年2月27日、マジストレート裁判所、有罪判決 3月20日、量刑言い渡し、禁錮10月
11月1日	4人	真の普通選挙権を要求する横断幕に関連して	
12月17日	自閉症のパート配達員陳泰森 (22) ☆12月18日起訴	2021年8月19日から12月13日にかけて、連登討論区およびテレグラムに、12月24日に「クリスマスイブ革命」を決起するよう呼びかける内容を複数回投稿した 連登討論区において、中央政府と香港政府をギャングと表現し、復讐を呼びかけた	2022年11月15日、地区法院、禁錮1年
12月28日	『蘋果日報』創業者黎智英 (Jimmy Lai) (71) ☆起訴 『蘋果日報』幹部張劍虹、編集局長羅偉光 (Ryan Law) (47)、前副社長陳沛敏 (51)、社説を執筆する主筆楊清奇 (ペンネーム李平) (55)、主筆および英文版の執行編集長馮偉光 (ペンネーム盧峯) (57)、元執行編集長林文宗 (51) ☆起訴	2019年4月1日から2021年6月24日にかけて、『蘋果日報』関連3社 (蘋果日報有限公司、蘋果日報印刷有限公司、蘋果日報互聯網有限公司) およびその他の人とともに、煽動的出版物を出版した	*2022年12月22日、煽動罪での起訴が、香港国家安全維持法犯罪への有罪答弁によって、取り下げ
12月29日	『立場新聞』元編集長鍾沛權、編集長代理林紹桐 (Patrick Lam)、『立場新聞』の親会社ベストペンシル (Best Pencil (Hong Kong) Limited) ☆12月30日起訴 歌手・民主活動家・『立場新聞』前執行役員何韻詩 (Denise Ho)、バリスタ・元立法會議員・『立場新聞』前執行役員吳靄儀 (Margaret Ng) (74)、『立場新聞』前執行役員周達智、『立場新聞』前執行役員方敏生 (Christine Fang)	2020年7月7日から2021年12月29日にかけて、煽動的な記事を出版した	
	『蘋果日報』副社長陳沛敏 (51)	『立場新聞』において煽動的な記事を発表した	
2022年			
2月4日	社会活動家古思堯 ☆2月5日起訴	北京冬季五輪開幕の直前に、「人権は冬季オリンピックよりも優先される」と書かれた棺桶を中連弁の前に運び、抗議活動を行うことを計画した	2022年7月12日、マジストレート裁判所、禁錮9月

香港における煽動罪の合憲性

2月15日	歌手・民主活動家阮民安 (Tommy Yuen) (41) ☆2月17日起訴	SNSに煽動的な投稿をし、オンラインコンサートで「光復香港時代革命」などのスローガンを叫び、不服な判決を下した裁判官を罵り、新型コロナワクチンを接種しないよう呼びかけるなどした	2023年8月31日、地区法院、禁錮26月、37万6370香港ドル没収（マネーロンダリング罪での量刑も含む）
2月24日	台湾式カフェ「初凝・芝茶」店主侯穎欣 (24) 店員林宛宜 (21) ☆2月25日起訴	2020年10月から、SNS上で、新型コロナワクチンを接種しないよう呼びかけた	2022年6月28日、マジストレート裁判所、侯穎欣禁錮7月、林宛宜禁錮6月
3月20日	武術インストラクター黄德強 (Denis Wong) (59)、アシスタント張文芝 (Iry Cheung) (62) ☆3月22日起訴 ☆2022年9月5日、黄德強—香港国家安全維持法22条（国家政権転覆罪）、23条（国家政権転覆煽動罪）による起訴に変更、張文芝—火器及び弾薬条例の銃器無許可所持罪による起訴に変更	香港独立のための軍隊設立を計画し、「集英楊武堂」という格闘技訓練場において「殺鬼敢死隊」訓練班を組織し、武器の使用方法を教えるなどした	
4月6日	牧師彭滿圓 (Gary Pang) (59) ☆4月8日起訴	2022年1月の支連会元副主席の鄒幸形の裁判など、複数回の裁判傍聴において、裁判官を批判する発言をし、傍聴人に手を叩くよう促すなどした 主催するYouTubeチャンネルにおいて、香港の司法に対して憎悪を抱かせるような発言をした	2022年10月28日、マジストレート裁判所、彭滿圓禁錮1年、趙美英禁錮3月
	主婦趙美英 (67) ☆4月8日起訴	支連会元副主席の鄒幸形の裁判など、複数回の裁判傍聴において、法廷で秩序を乱す行動を唆すなどした	
	元香港職工会連盟（職工盟）副主席鄧建華 (32)		
	ジャーナリスト蕭雲龍		
	無職李詠琴 (44)		
	元貿易署貿易主任蘇逸佳 (Walter So) (52) ☆起訴	①同上 ②2021年12月30日、裁判所の外で13歳の男子児童が機動隊員に身体検査を受けているのを目撃し、機動隊員の公務執行妨害を行った	①に関して、2023年7月26日、第一審裁判所、法定侮辱罪、執行猶予付禁錮2月 ②に関して、2022年11月28日、マジストレート裁判所、社会奉仕命令80時間
4月11日	ジャーナリスト、『明報』、『信報』および『立場新聞』などの元コラムニスト、香港中文大学メディア・コミュニケーション学院顧問區家麟 (Allan Au) (54)	『立場新聞』事件に関して	
6月23日	シェフ陳冠旭 (29) ☆起訴	インスタグラムにおいて「香港独立」、「革命」および中国政府への対決を呼びかけた	2022年9月15日、マジストレート裁判所、禁錮5月
	男性3人	2022年3月の武術インストラクター事件に関して	
	陳偉倫 (31) ☆起訴	2021年12月から2022年6月にかけて、連登討論區に、「光復香港時代革命」、「香港獨立唯一出路」などの文言を投稿した	2022年9月27日、マジストレート裁判所、禁錮16週間

6月26日	Choi (31)	煽動的意図を持って、モデルガン、攻撃的武器および無許可電気通信機器を保持した	
	無職陳永霖 (53) ☆起訴	2017年7月から2022年6月にかけて、テレグラムチャンネル「香港の来たるべき独立戦争」を開設し、投稿を行なった 住居に軍刀などの攻撃的武器および無許可無線通信機器を保持した	2022年9月16日、マジストレート裁判所、禁錮4月(無許可電気通信機器の保持により罰金2000香港ドル)
8月1日	税務署職員陸挺峯 (34) ☆起訴	2020年1月13日から2022年8月1日にかけて、連登討論区において、香港住民の間で怒りと敵意を引き起こし、「武装革命」を鼓舞し、他人に暴力を振るうように煽動する投稿を行った	2022年10月25日、マジストレート裁判所、禁錮6月
	入境事務所職員唐 (36)		
8月9日	民政事務局職員 (28) 政府最高情報室主任 (29)	Facebookの「公務員 Secrets」管理人として、煽動的な文章を発表した	
9月19日	彭 (43)	在香港イギリス総領事館にエリザベス2世の追悼に訪れた際に、ハーモニカで「香港に栄光あれ(願榮光歸香港 Glory to Hong Kong)」(2019年逃亡犯条例改正案反対活動において広く歌われた歌)を演奏した	
9月27日	パートウェイター徐凱駿 (18) ☆9月29日起訴	2020年5月28日から2022年9月27日にかけて、連登討論区などで香港独立を煽動する発言などをした(*ほか、YouTubeに国歌の改竄なども発表しており、国歌を侮辱し故意に改竄した国歌を発表した罪、国旗を侮辱し故意に侮辱した国旗を発表した罪などにも問われる)	2022年12月14日、マジストレート裁判所、教育指導所入所
	無職蔡振諾 (29) ☆9月29日起訴	2021年1月15日から2022年9月22日にかけて、連登討論区で香港独立を煽動する発言などをした	2022年12月16日、マジストレート裁判所、禁錮8月
10月26日	中国出身のエンジニア石 (27)	10月15日に立法会入り口の掲示板に、同月13日に中国・北京の四通橋に掲げられた横断幕に関連して、新型コロナ対策に対する不満や、中国政府・指導者を憎んだり軽蔑したりするよう他人を煽動する内容を記載したポスターを貼り付け、またその映像をSNSに投稿したなど	
11月1日	「香港獨立黨」(2014年に結成され、イギリスで登記をした政党、2018年11月に登記解除) 成員、イギリスロイヤル音楽アカデミー教師黄健聰 (Joseph John) (40) (ポルトガル国籍、香港に一時帰国中) ☆起訴 ☆2023年3月9日、香港国家安全維持法21条(国家分裂煽動罪)による起訴に変更	2022年10月9日から11月1日にかけて、Facebookなどに煽動的な投稿を行なった 2019年9月以降、軍事費を調達するためのクラウドファンディングを立ち上げたり、外国政府のウェブサイトで請願を行い、香港独立を支援するために軍隊を派遣するよう呼びかけたりしたなど	

香港における煽動罪の合憲性

11月21日	宅配便業者王俊傑 (42) ☆起訴	2021年1月20日から2022年11月21日にかけて、Facebookなどで、暴力を煽動し、ラグビーアジアセブンズで「香港に栄光あれ」と中国国歌の取り違え放送事件について、韓国に感謝の意を表明するなどした	2023年1月5日、マジストレート裁判所、禁錮8月
12月12日	男性 (49)	国際スポーツ大会において「香港に栄光あれ」と中国国歌の取り違え放送事件が相次いだことについて、中国国歌を侮辱するメッセージをSNSに投稿し、「香港国歌を認めてくれた韓国仁川（ラグビーアジアセブンスの開催地）に感謝します」とコメントしたなど	
2023年			
1月1日	香港中文大学ロー・スクールに留学中の中国出身の曾雨璇 (Annika Tsang) (22) ☆2023年6月3日起訴 (* 巨大横断幕計画で有罪を認めたため、2023年9月11日、起訴を取り下げ)	銅鑼湾そごう百貨店の前で、「2021年7月1日警官刺殺未遂事件」で自殺した犯人の梁健輝を追悼するために、煽動的な文言を表示し、足元に白い蠟燭と花束を置いた	
1月5日	無職王浩鏘 (24) ☆起訴	Facebookに「羊の村2.0」のURLを記載し宣伝したなど	2023年3月27日、マジストレート裁判所、禁錮5月
1月17日	男性3人、女性3人 ☆Free HK Mediaの創始者で「姜牧師」として知られる姜嘉偉 (Alan Keung) (31)、夫婦の陳尚恩 (Cannis Chan) (48)および李龍現 (Alex Lee) (52)の3人が起訴	逃亡犯条例改正案反対運動を記録した写真集やTシャツなどを、旧正月に向けて出店された屋台で販売し、Facebookなどで紹介するなどした	2023年3月20日、マジストレート裁判所、陳尚恩禁錮10月、姜嘉偉禁錮8月、李龍現禁錮5月
3月13日	事務員梁傑銘 (Kurt Leung) (38) ☆2023年9月6日起訴	イギリスから香港に輸入された羊の村の絵本18冊を所持	2023年10月4日、マジストレート裁判所、禁錮4月
	男性 (50)	羊の村の絵本を所持	
3月29日	主婦羅愛華 (48)	2022年6月6日から2023年3月28日にかけて、Twitterなどに警察に敵対的な投稿をし、国旗および国歌を侮辱するよう呼びかけた	2023年4月27日、マジストレート裁判所、禁錮4月
6月1日	香港中文大学ロー・スクールに留学中の中国出身の曾雨璇 (Annika Tsang) (22) ☆6月3日起訴	6月4日に、1989年の天安門事件の犠牲者を追悼する彫刻（國殤之柱）の警察による押収を批判する国際キャンペーンに合わせて、天安門事件当時の学生リーダー周鋒鎖（アメリカ在住）らと、巨大横断幕（高さ9メートル）の掲示を計画した	2023年9月12日、マジストレート裁判所、禁錮6月
6月3日	「天安門の母親」メンバー劉家儀、元支連会關振邦	天安門事件34周年の前夜、銅鑼湾ビクトリア公園において、花束をもち、「6・4の犠牲者を悼み、『天安門の母たち』に敬意を表する」などと記載された紙を表示するなどした	
6月5日	「香港に栄光あれ」	香港政府が「香港に栄光あれ」の放送などを禁止する差し止め命令を申請	2023年7月28日、第一審裁判所、差し止め命令の申請却下
6月6日	男性 (33)、女性 (64)	中国政府および香港政府に対する憎悪を引き起こし、香港の独立を主張し、煽動的な意図を持った投稿をSNS上で繰り返し行なった	

6月15日	袁靜婷 (23) ☆6月15日起訴(日本の大学に留学中、香港に一時帰国した2023年3月8日に香港国家安全維持法違反で逮捕されていたが、犯罪条例10条による起訴に変更)	2018年9月7日から2023年3月8日にかけて、香港の独立を主張するなどの22回の投稿をFacebookに行なった(うち2回が香港からの投稿)	2023年11月3日、マジストレート裁判所、禁錮2月
6月26日	ボクシングジム経営者江達權 (Danny Kong) (63) ☆起訴	2022年12月28日から2023年6月26日にかけて、香港や台湾の独立などを主張する投稿をFacebookに行なった	2023年7月27日、マジストレート裁判所、禁錮3ヶ月
7月5日	解散した政党デモシスト(香港焔志 Demosisto)元党首林朗彦(Ivan Lam)、元党員廖偉濂(William Liu)、李啟靖、鍾展翹(Arnold Chung)	中央政府や香港政府に対する憎悪を煽り、「香港独立」を主張するなど、煽動的な意図を持った投稿をSNS上に行なった	
7月6日	元デモシスト党員朱恩浩(24)	(*ほか、香港国家安全維持法29条(外国との結託罪)違反として、イギリス亡命中の民主活動家羅冠聰を支援するために、「黄色経済圏」の店舗が参加するアプリを使って、資金を集めようとした)	
7月27日	元デモシスト党員陳珏軒(29)、黄莉莉(Lily Wong)(29)		
9月11日	香港大学学生会会長郭永皓(Charles Kwok)(20)、張敬生(Kinson Cheung)(19)、杜林丞亨(Chris Todorovski)(18)、容頌禧(Anthony Yung)(19)の4人(*年齢は2021年8月18日逮捕時) ☆全員起訴 (*2021年8月18日に、香港国家安全維持法のテロ活動の宣揚・煽動罪で逮捕・起訴されていたが、煽動罪を認めたため、香港国家安全維持法での起訴は取り下げ)	2021年7月1日に警察官(28)を刺した後、自殺した男性(50)に対して、同年7月7日、香港大学学生会が32人の出席者のうち30人の多数で動議を可決し、犠牲への感謝と深い悲しみを表明し、テロ活動を宣揚・煽動した疑い	2023年10月30日、地区法院、4人それぞれに有罪判決、懲役2年
9月18日	事務員鄒文偉(46) ☆起訴	2023年3月21日から9月18日にかけて、香港において、SNS上に、中国共産党の打倒や(香港)司法長官とその家族への国際的な制裁を呼びかけたりするなど、49件の投稿を行った疑い	2023年11月23日、マジストレート裁判所、有罪判決、禁錮4月
10月17日	無職區健威(57) ☆起訴	2023年4月19日から10月16日にかけて、香港において、フェイスブックやX(旧ツイッター)に、中国共産党の暴力的打倒を煽動し、習近平を侮辱し、また、李家超行政長官や複数の政府高官を攻撃し、警察を「黒警察」と呼び非難するなどの内容を、少なくとも約300件投稿した疑い	2023年12月14日、マジストレート裁判所、有罪判決、禁錮6月
11月27日	無職諸啟邦(26)	香港国際空港において、「時代革命光復香港」「香港獨立唯一出路」などの文言が書かれたシャツを着用していたなどの疑い(他に、他人の身分証を所持していた疑い)	2024年1月10日、マジストレート裁判所、禁錮3月
12月8日	社会活動家古思堯(Koo Sze-yiu)(77) ☆12月10日起訴	区議会選挙(12月10日実施)を控え、選挙管理事務所に抗議に向かった疑い	
2024年			
1月18日	無職曾國熙(35) ☆1月19日起訴	2023年7月21日から2024年1月18日にかけて、連登討論区において中国および香港政府への憎悪を煽る煽動的な投稿を行った疑い	

(出所)筆者作成。

## (1) 羊の村事件

### ①事件の概要

香港警察国家安全維持部門は、香港言語聴覚士総連合の理事男女5人（25～28歳）を、犯罪条例10条（1）（c）違反の煽動的出版物出版の疑いで、2021年7月22日早朝に逮捕した。同時に、同労働組合の資産約16万香港ドルを凍結した。5人は、香港言語聴覚士連合会長黎曼齡（Lorie Lai）、副会長楊逸意（Melody Yeung）、秘書伍巧怡（Sidney Ng）、会計陳源森（Samuel Chan）および会員方梓皓（Marco Fong）である。もう1人の副会長黃凱晴は、5人が逮捕される前日に出国していた<sup>28</sup>。

「煽動的出版物」とされた出版物は、同組合が発行する「羊の村こども絵本」シリーズ3冊だった（第1巻『羊の村を守るもの（羊村守衛者）』、第2巻『羊の村の12人の勇士（羊村十二勇士）』および第3巻『羊の村の道路清掃人（羊村清道夫）』）。第1巻は、狼に対抗して村を勇敢に守った羊の話を描いている。第2巻は、海路で羊の村から逃げた12匹の羊を、狼が海で待ち伏せし、刑務所に連行した話を描いている。第3巻は、狼会長が、羊の村を汚し、病気を広めるために、狼が羊の村に入ることを許した話を描いている<sup>29</sup>。

5人の保釈申請はすべて却下された。伍巧怡は、香港国家安全維持法の厳格な保釈条件は、香港国家安全維持法以外の犯罪には適用されるべきではないとして、終審法院に上訴した。終審法院は上訴を却下し、厳格な保釈条件を含む香港国家安全維持法の刑事手続を、煽動罪に適用できると判断した<sup>30</sup>。

### ②判決

5人全員が起訴事実を否認し、1年以上拘留された。地区法院は、5人全員に有罪判決を下し、それぞれ禁錮19月が科された。

刑罰軽減（Mitigation）において、黎曼齡と楊逸意はその場で弁護士を解任し、自ら答弁を行った。そこで、黎曼齡は、「制限のある自由は、自由ですか」と裁判官に質問し、楊逸意は、3冊の絵本は香港の社会状況と歴史を誠実に反映していると主張した。

裁判官および検察官は、相次いで、2人の答弁を遮った。

裁判官は、絵本が、香港は中国の一部ではないと子どもたちに信じ込ませ、子どもたちを「洗脳」したと叱責した。絵本を読んだ後、羊の村を離れると言った子どもたちもいれば、抵抗すると言った子どもたちもいた。裁判官は、これは絵本が「恐怖、恨み、不満」などの感情を植え付けたことを示しており、絵本は、子どもたちに、抵抗しなければすべてを失い、殺されることさえあると教え、社会不安の種を撒いたと叱責した<sup>31</sup>。

また、裁判官は、絵本は、羊の村と狼の村が元々別の村のように描き、真実を隠したとして被告を叱った。絵本は、香港がイギリスの「武力侵略」の下で中国から割譲されたとは述べていない。「羊飼い」（イギリス）には羊の村を占領し続ける権利はなく、中国が領土を取り戻しただけであるのに、絵本には、羊飼いがある日去り、羊の村が狼の手に落ちたとしか書かれていない<sup>32</sup>。

最後に、楊逸意は、「私は絵本の出版を企画したことに後悔はありません。私が後悔しているのは、

逮捕される前に急いでより多くの絵本を出版しなかったこと、または絵本の質にもっと固執しなかったことです」と発言した<sup>33</sup>。

絵本執筆により、煽動罪として有罪判決を受けたことに、国際人権 NGO から批判が相次いだ。たとえば、アムネスティ・インターナショナルは、「今日の香港では、狼や羊の絵を描いた絵本を出版すると、刑務所に行く。これらの煽動罪の有罪判決は、香港における人権の崩壊のばかげた例だ」などと批判した<sup>34</sup>。また、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、「香港の人々はかつて、中国本土の人々が政治的な寓意を書いたために不条理に訴追されたことについて、読んでいたが、今はそれが香港で起きている」、香港政府は「5人の絵本作家の有罪判決を取り消すべきだ」<sup>35</sup>などと批判した。

黎雯齡と陳源森は上訴し、判決から間もなく、5人は刑期満了で釈放された<sup>36</sup>。

## (2) 裁判傍聴師事件

### ①事件の概要

牧師の彭滿圓 (Gary Pang) (59歳) と主婦の趙美英 (67歳) が、2022年1月4日に、マジストレート裁判所で香港市民支援愛国民主運動連合会 (支連会) 元副議長鄒幸彤の裁判を傍聴した際、拍手し叫んだとして逮捕され、煽動罪で起訴された (法廷傍聴事件)<sup>37</sup>。また、彭滿圓が、自らの YouTube チャンネル「牧師和你顛」に投稿した動画が、香港司法に対する憎しみなどを煽動したとして、起訴された (YouTube 事件)<sup>38</sup>。

彭滿圓は保釈を繰り返し申請したが却下された<sup>39</sup>。

### (i) 裁判傍聴事件

彭滿圓と趙美英は、裁判傍聴の際に、裁判官と口論になった。これは、鄒幸彤の刑罰軽減の答弁中に、裁判官が「政治的演説」とみなす発言を禁じた後に起こった。法廷において裁判官は、鄒幸彤の発言に拍手したとして傍聴席から傍聴人4人を退出させ、議事進行をこれ以上混乱させないように警告していた<sup>40</sup>。しかし、彭滿圓は警告を無視し、傍聴席から裁判官に対して「良心はなくなつた!」、「良心を失つた!」と叫び手を叩いた<sup>41</sup>。法廷には約100席の傍聴席があり、警備員らの証言によると、彭滿圓が最前列に座り、手を激しく叩き、立ち上がると、傍聴席に向かって振り向き大声で呼びかけたという<sup>42</sup>。彭滿圓と趙美英は法廷において、煽動的な意図を持った発言をしたとして、犯罪条例10条(1)(b)の「煽動的文章の発表」として起訴された<sup>43</sup>。

2人は容疑を否認し、彭滿圓は弁護士をつけずに訴訟に挑んだ<sup>44</sup>。

### (ii) YouTube 事件

彭滿圓は、一般に閲覧可能な YouTube チャンネルを作成、2020年11月17日から2022年2月16日までに投稿した動画8本で、裁判官を批判している<sup>45</sup>。たとえば、7本目の動画は、上記の裁判傍聴に言及し、裁判官が傍聴席で手を叩く人々を威圧したことを非難している<sup>46</sup>。ほかに、裁判官が、スローガンを記した黄色のマスクやシャツを着用していた傍聴人を退出させたこと、弁護士を「侮辱し」、「睨みつけた」ことを非難している<sup>47</sup>。これらの動画が、犯罪条例10(1)(a)「煽動的な意図を持つ行為」として起訴された<sup>48</sup>。

## ②判決

マジストレート裁判所は、彭滿圓に禁錮1年、趙美英に禁錮3月を言い渡した。

刑罰軽減の答弁において、彭滿圓は、聖書を引用して、「善悪を逆転させる者は災いである」と答弁した。そして、この訴訟では「表面上では、私は敗北したかもしれず、検察が勝ったようだ」が、良心と正義において、言論の自由と法の支配を擁護したという点では、「私は勝った」と発言した。彭滿圓はまた、「歴史は私を無罪にするだろう」と締め括った<sup>49</sup>。

## 3 煽動罪は合憲なのか

### (1) 香港における表現の自由の制限

表現の自由は、香港基本法27条により保障される。同条は、「香港の住民は、言論、報道、出版の自由、結社、集会、行進、デモの自由、労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利と自由を享有する」と規定する。さらに同法39条は、自由権規約の返還後の継続適用を保障している。このため自由権規約19条（表現の自由）も、自由権規約を国内法化した香港人権条例16条を通じて保障される<sup>50</sup>。自由権規約19条は、「1項 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する」、「2項 すべての者は、表現の自由についての権利を有する」と規定する。3項は、権利の行使についての制限について規定する。すなわち「3項 …この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ次の目的のために必要とされるものに限る。(a) 他者の権利又は信用の尊重 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」。香港人権条例16条は、自由権規約19条と同一文言である。

それでは、香港において人権の制限はどのような場合に認められるのだろうか。

第一に、対象となる人権が相対的権利 (non-absolute right) である場合は、法律によって制限できない。たとえば、拷問の禁止などは絶対的権利 (absolute right) であるため、制限できない。ただし、表現の自由は、絶対的権利ではなく、相対的権利である。このため、制限することができる。第二に、表現の自由の制限は、その制限が (a) 「法律により定められている (provided by law)」（合法性 (legality) の要件) こと、および (b) 民主主義社会において、他人の権利または信用の尊重、国家安全、公の秩序または公衆の健康若しくは道徳の保護のために、必要な限りにおいて、制限することができる。要するに (a) は、制限の根拠が法律上存在するというのみならず、制限に関する法律の規定を、個人が容易に知ることができ、またその規定が、個人がそれによって自らの行動を規律しうるのに十分な正確さを持って明文化されていること、を要求する。(b) は、権利を制限する法律は、制限の目的と手段が比例しているかどうかについて、以下の「比例テスト (Proportionality test)」を満たしていること、を要求する<sup>51</sup>。

香港版「比例テスト」は、2016年の希慎興業事件<sup>52</sup>において完成し、現在に至る。(i) 制限は正当な目的 (legitimate aim) を追求するためのものか (比例テスト1)、(ii) 正当な目的に合理的に関連する制限か (比例テスト2)、(iii) 正当な目的を達成するために必要な制限か、特に社会的

利益の追求が、個人にとって受忍できない過酷な制限になっていないか(比例テスト3)、(iv)制限から生じる社会的利益と個人が憲法上保障される人権への侵害の間に、合理的なバランスが取れているか(比例テスト4)<sup>53</sup>。

次に、羊の村事件および裁判傍聴師事件において、煽動罪の合憲性はどのように判断されたのか、検討していこう。

## (2) 香港裁判所の判断

### ① 合法性の要件

第一の問題として、制限が「法律により定められている(合法性の要件)」かどうか、が検討された。

煽動罪は、10条1項の(a)から(d)に列挙される行為を、9条1項の(a)から(g)が規定する「煽動の意図」を持って行ったときに、成立する。このため、羊の村事件の被告人は、9条の「煽動の意図」を定義する文言の「憎悪(hatred 憎恨)」や「侮辱(contempt 藐視)」といった文言は曖昧、不正確および主観的であり、表現の自由を損なう萎縮効果も生み出すため、10条1項(c)(煽動的出版物出版罪)は合法性の要件を満たしていないと主張した<sup>54</sup>。

地区法院は被告人らの主張に反対した。すなわち、「憎悪」などの文言は、曖昧、不正確で主観的なものではないと判断した。これらの文言の意味は、裁判官や陪審員が、事件の状況に応じて判断できるとした。また、地区法院は、客観的事実にもとづいて、言葉、行動や出版物が「憎悪」などの主観的な感情を引き起こしたかどうかを判断できると考えた。さらに、9条2項には、法定抗弁として、煽動に当たらない場合が列記されているため、どのような行為が煽動罪に当たるか分かるとした。このため9条の「憎悪」などといった文言の意味は曖昧ではなく、合法性の要件を満たしていると判断した<sup>55</sup>。

裁判傍聴師事件においても、「煽動の意図」を定義する文言が曖昧で不明確であると被告人が主張したが、マジストレート裁判所は、煽動罪の性質と目的を考慮すると、9条の文言の通常の意味から、意味と範囲を適切に決定できると判断した<sup>56</sup>。

### ② 比例テスト

第2の問題として、表現の自由に対する制限が、比例テストを満たしているかどうかを検討された。

羊の村事件において、地区法院は、以下の通り判断した。(a)煽動行為の犯罪化は、明らかに正当な目的を追求している。(b)煽動行為の犯罪化は、正当な目的と合理的に結びついている。そして、重要な論点は、(c)制限が正当な目的を達成するために必要以上になっていないか、および合理的なバランスが取れているかどうかである、と指摘した。ここで制限を課すことのできる根拠は、自由権規約19条(香港人権条例16条)が規定する「国家安全および公の秩序」である<sup>57</sup>。

こうして、「国家安全」のために、表現の自由にどこまで制限を課せるかが検討された。

この点、被告人は、国家安全の目的で、どこまで表現の自由への制限が認められるかどうかについては、自由権規約およびシラクサ原則(Siracusa Principles 自由権規約が規定する制限の解釈方法に関する詳細な指針を提供)に従って解釈されるべきであると主張した。シラクサ原則において

は、国家安全を理由とする制限とは、国家の存立、領土保全または政治的独立を「武力または武力の脅威 (force or threat of force)」から保護することを目的とするものに限られる<sup>58</sup>。

しかし、地区法院は、シラクサ原則は香港において法的地位を持たず、また 38 年前に発表されたものであり、時代遅れであると批判した。そして、今日、国家の存立、領土保全または政治的独立は、「武力または武力の脅威」のみでなく、噂、フェイクニュースおよびプロパガンダによっても脅かされているため、煽動を犯罪化することは、国家安全を保護するための重要な方法であり、過度な制限ではないと判断した<sup>59</sup>。

さらに、地区法院は、外国法や判例はほとんど役に立たないと指摘した。代わりに、香港の独特な状況に焦点を当てるべきだと強調した。裁判官は、次の通り述べた。「私は、外国法、判例、法律委員会の報告書および学術解説は、ほとんど役に立たないと考えています。それらの政治的背景、社会的条件、文化、そして国家安全保護のために煽動に対処する代替手段の利用可能性は、香港とは異なります。したがって、我々の焦点は、香港の独特の政治的・社会的条件、それに香港の法律に当てられるべきです。<sup>60</sup>」裁判傍聴師事件においても、同様に外国法や判例の参照が否定された<sup>61</sup>。

そして地区法院は、香港の独特の状況について、次の通り指摘した。すなわち、2019 年の逃亡犯条例改正案反対運動以来、香港は、長期の社会的混乱にあり、中国の主権を認めず香港の独立と自決を求める声もある。香港国家安全維持法施行後、社会は多かれ少なかれ落ち着いてきたが、反対派の態度は変わっておらず、地下に潜り、不安の種がまだそこにある<sup>62</sup>。

したがって、国家安全および公の秩序の保護を目的として、社会全体の利益を保護するための措置をとることが重要だとした。そして、煽動罪が表現の自由に課す制限は、国家安全および公の秩序の保護のために必要以上の制限を課すものではないとした<sup>63</sup>。

最後に、(d) 制限と結果として得られる社会的利益の間には、合理的なバランスがとれていると判断した<sup>64</sup>。

こうして裁判所は、違憲の申し立てを却下した<sup>65</sup>。

### (3) 問題点

#### ① 合法性の要件

合法性の要件を満たしているかどうかについて、以下の批判がある。

元香港大学法学部長陳文敏 (Johannes Chan) 教授は、以下の通り指摘する。裁判所は、「憎悪」などの文言は、裁判官や陪審員が状況に従って判断できると判断した。しかし、近年、社会のあらゆる分野で、法のレッドラインは非常にとらえどころがなく、法の曖昧さが社会を途方に暮れさせている状況が考慮されていない<sup>66</sup>。

さらに、陳文敏は指摘する。裁判所は、法定抗弁は表現の自由を保障するのに十分であると判断した。しかし法定抗弁は政府、法律および司法の誤りへの指摘を対象とし、適用範囲は非常に狭い。多くの政府に対する批判や不満が、法定抗弁を満たさない可能性がある。加えて、煽動罪の範囲が広く曖昧であると、萎縮効果があるが、裁判所はこれを完全に無視している<sup>67</sup>。

## ②比例テスト

比例テストについては、以下の批判がなされた。

陳文敏は、以下の通り指摘する。国家安全のために、煽動罪により表現の自由を制限することが、必要な制限かどうかについて、裁判官は、2019年の逃亡犯条例改正案反対運動によって起こった社会不安を強調した。すなわち、現在の社会は落ち着きを取り戻したように見えるが、反対派は態度を変えておらず内部はまだ非常に不安定だとした。しかし、裁判官は、2020年以降の社会情勢を判断する手段を持っていないのであり、たとえ不満があったとしても、香港国家安全維持法施行後の社会変動、すなわち香港において反対運動を行うことのリスクがどれほど大きいかが考慮されていない<sup>68</sup>。陳文敏は指摘する。民主的で自由な社会には、常に「うるさい声」がある。香港の法制度がこれらを容認しない場合、社会は簡単に無言になる。多様性や寛容さがなければ、法はむき出しの権力となり、裁判所は反体制派を抑圧するための道具になってしまう<sup>69</sup>。

外国法や判例について、裁判所が、香港の状況は特殊であるため、参照価値がないと判断した点も同様である。陳文敏は、以下の通り指摘する。多くの国々における国家安全への脅威は、香港よりも切実であるし、煽動罪の歴史的発展を見ると、香港の状況は独特のものではない。しかし、ほとんどの旧イギリス植民地は、香港と類似する煽動罪を廃止している。したがって、香港の状況は本当に唯一無二のものだとは考えられない<sup>70</sup>。

## おわりに

「説得力や魅力のある表現は、社会を下から動かす力を持っている。一人ではできないことでも、大勢の共感を呼ぶことで実現の可能性を高めることができる<sup>71</sup>」と指摘される。そして、こうした表現は、これまで香港において、大いに認められ、社会の発展を促してきた。しかし、香港国家安全維持法施行後、こうした表現は、煽動罪（犯罪条例が規定）として逮捕・起訴されるようになっていく。

羊の村事件においては、言語聴覚士の若者達が出版した、子ども向けの絵本が、煽動的出版物であるとして、有罪判決を受けた。裁判傍聴師事件においては、裁判を傍聴していた牧師と主婦が、著名民主活動家の発言を裁判官が遮ったときに、傍聴席から声をあげて非難したことが、裁判官に対する憎しみを煽動したとして、有罪判決を受けた。こうした事例は、本稿において示したように、香港国家安全維持法施行後、枚挙にいとまがない。

本稿においては、煽動罪に関わる論点のうち、合憲性、すなわち香港基本法に違反していないかどうかについて検討を行った。香港において、表現の自由は、香港基本法27条などによって保障されている。しかし、裁判所は、国家安全を理由として表現の自由を制限できるとの立場に立ち、煽動罪は、合憲だと判断した。

香港国家安全維持法に対して、違憲審査ができないことは、終審法院によって決定されている<sup>72</sup>。これに反して、犯罪条例に規定される煽動罪の違憲審査は可能であるため、今後、おそらく

終審法院まで、煽動罪の合憲性の議論が、継続するだろう。そこでは、自由権規約をはじめとする国際人権法やイギリスや旧イギリス植民地といったコモン・ロー適用諸国の煽動罪の状況がより詳細に検討される可能性が高い<sup>73</sup>。その時、香港の裁判所は、あくまで香港の独自性を強調し、これまで積み上げてきた国際人権法やコモン・ローとの連携を捨てるのか、それとも、国際人権法やコモン・ローに歩みを合わせて、煽動罪を違憲と判断するのだろうか。

注

- 1 松井茂記『アメリカ憲法入門 [第8版]』有斐閣、2018年、234頁。
- 2 Chen, Albert H. Y., “The Consultation Document and the Bill: An Overview” in Fu, Hualing, Carole J. Petersen and Simon N. M. Young (eds), *National Security and Fundamental Freedoms: Hong Kong’s Article 23 Under Scrutiny* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005), p.103. Chau, Candice, “Explainer: Hong Kong’s sedition law – a colonial relic revived after half a century” *HKFP*, 30 July 2022, <https://hongkongfp.com/2022/07/30/explainer-hong-kongs-sedition-law-a-colonial-relic-revived-after-half-a-century/> (2023年4月1日最終閲覧)
- 3 Wong, Brian, “5 Hong Kong speech therapists behind politically provocative children’s books jailed 19 months each under sedition law” *SCMP*, 10 Sep, 2022, <https://www.scmp.com/news/hong-kong/law-and-crime/article/3192059/5-hong-kong-speech-therapists-behind-politically> (2023年4月1日最終閲覧)
- 4 香港の親中派新聞には、裁判傍聴師の活動は、以下のように描写されている。「2019年の『黒暴』事件の公判が始まると、必ず傍聴のために列をなして、傍聴席を占拠する人たちがいて、通称「傍聴師（旁聴師）」と呼ばれている…これらの「傍聴師」を特定するのは難しくない。外見上、彼らは黒いシャツを着たり、黄色い傘をさしたり、衣服や荷物に同様のシンボルを刺繍したりしている。行動上、彼らは常に法廷の傍聴席で喧嘩を呼びかけて、被告人に声援を送り、同時に裁判官や検察官あるいは証人を口汚く罵っている。…法廷も『暴力を煽動し、独立を宣言する』場となり…」龍眠山「狼狽『傍聴師』亂庭歪風」『大公文匯』2023年2月8日。  
<https://epaper.tkwk.hk/a/202302/08/AP63e2bed8e4b0195a79d188e5.html> (2023年4月1日最終閲覧)
- 5 Wong, Brian, “Pastor jailed for 1 year for ‘persistent’ attacks on Hong Kong judges in videos and confronting magistrate during trial” *SCMP*, 27 Oct 2022, <https://www.scmp.com/news/hong-kong/law-and-crime/article/3197500/pastor-jailed-1-year-persistent-attacks-hong-kong-judges-videos-and-confronting-magistrate-during> (2023年4月1日最終閲覧)
- 6 Lau, Jack and Gigi Choy, “Hong Kong legal experts see free speech threat in colonial-era law’s ‘vague’ language, as national security unit’s decision to handle activist’s case splits lawmakers” *SCMP*, 7 Sep 2020, [https://www.scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3100502/after-activists-arrest-hong-kong-legal-experts-express?module=hard\\_link&pgtype=article](https://www.scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3100502/after-activists-arrest-hong-kong-legal-experts-express?module=hard_link&pgtype=article) (2023年4月1日最終閲覧)
- 7 廣江倫子「香港国家安全維持法の視点から—公正な裁判を受ける権利と法の支配—」『比較法研究』第83号、2023年2月、142-148頁。
- 8 Human Rights Watch “Hong Kong: Children’s Book Authors Convicted” 7 Sep 2022, <https://www.hrw.org/news/2022/09/07/hong-kong-childrens-book-authors-convicted-0> (2023年4月1日最終閲覧)
- 9 たとえば、周奕『香港左派闘争史』利文出版社、2002年など。
- 10 代表的な書籍は、以下である。Fu, Hualing, Carole J. Petersen, and Simon N. M. Young (eds), *op.cit.*
- 11 Chan, Johannes, “The Village of the Sheep Case (HKSAR v Lai Man-ling)” *HKU Legal Scholarship Blog*, 17 Dec 2022, <https://researchblog.law.hku.hk/search/label/Johannes%20Chan> 陳弘毅「煽動性言論與刊物」『明報』2022年1月6日。 <https://news.mingpao.com/pns/%e4%bd%9c%e5%ae%b6%e5%b0%88%e6%ac%84/article/20220106/s00018/1641406816354/%e7%85%bd%e5%8b%95%e6%80%a7%e8%a8%80%e8%ab%96%e8%88%87%e5%88%8a%e7%89%a9> 陳文敏「評羊村繪本案（一）」『明報』2022年9月21日。  
<https://news.mingpao.com/pns/%e4%bd%9c%e5%ae%b6%e5%b0%88%e6%ac%84/article/20220921/s00018/1663696180807/%e8%a9%95%e7%be%8a%e6%9d%91%e7%b9%aa%e6%9c%ac%e6%a1%88%ef%bc%88%e4%b8%80%ef%bc%89> 陳文敏「評羊村繪本案（二）」『明報』2022年9月28日。  
<https://news.mingpao.com/pns/%e4%bd%9c%e5%ae%b6%e5%b0%88%e6%ac%84/article/20220928/s00018/1664297569500/%e8%a9%95%e7%be%8a%e6%9d%91%e7%b9%aa%e6%9c%ac%e6%a1%88%ef%bc%88%e4%ba%8c%ef%bc%89>

- 陳文敏「評羊村繪本案(三)」『明報』2022年10月5日。  
<https://news.mingpao.com/pns/%e4%bd%9c%e5%ae%b6%e5%b0%88%e6%ac%84/article/20221005/s00018/1664903343468/%e8%a9%95%e7%be%8a%e6%9d%91%e7%b9%aa%e6%9c%ac%e6%a1%88%ef%bc%88%e4%b8%89%ef%bc%89>
- 陳文敏「評羊村繪本案(四)」『明報』2022年10月12日。  
<https://news.mingpao.com/pns/%e4%bd%9c%e5%ae%b6%e5%b0%88%e6%ac%84/article/20221012/s00018/1665507082637/%e8%a9%95%e7%be%8a%e6%9d%91%e7%b9%aa%e6%9c%ac%e6%a1%88%ef%bc%88%e5%9b%9b%ef%bc%89>  
 (2023年4月1日最終閲覧) など。
- 12 たたとえば、Center for Asian Law Georgetown University Law Center, “Submission to the UN Human Rights Committee on the Review of China’s (Hong Kong SAR) Fourth Periodic Report under the ICCPR, 135th Session (27 Jun – 29 Jul 2022)” May 2022,  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCCPR%2FCS.S%2FHKG%2F48782&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCCPR%2FCS.S%2FHKG%2F48782&Lang=en) (2023年4月1日最終閲覧) など。
- 13 Human Rights Committee, “Concluding observations on the fourth periodic report of Hong Kong, China” CCPR/C/CHN-HKG/CO/4
- 14 *Re An Application By Mr Timothy Wynn Owen Kc* (19/10/2022, HCMP1402/2022) [2022] HKCFI 3233. *Re Mr Timothy Wynn Owen Kc* (09/11/2022, CACV425/2022) [2022] 5 HKLRD 726, [2022] HKCA 1689
- 15 *HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (07/09/2022, DCCC854/2021) [2022] 4 HKLRD 657, [2022] HKDC 981, para. 82
- 16 Chau, Candice, *op.cit.*
- 17 *The Crown v. Fei Yi-ming and Lee Tsung-ying* (1952) 36 HKLR 133 周子峰編『図解香港史——一九四九至二〇一二年一』中華書局、2012年、8頁。
- 18 前掲書、38頁。
- 19 中嶋嶺雄『香港回帰—アジア新世紀の命運—』中公新書、1997年、97頁。*HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (10/09/2022, DCCC854/2021) [2022] HKDC 1004, para. 28
- 20 Lau, Chris, “Explainer | What is Hong Kong’s colonial-era sedition law, and how does it fit into landscape of national security legislation?” *SCMP*, 9 Sep 2020, [https://www.scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3100740/what-hong-kongs-colonial-era-sedition-law-and-how-does-it?module=hard\\_link&pgtype=article](https://www.scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3100740/what-hong-kongs-colonial-era-sedition-law-and-how-does-it?module=hard_link&pgtype=article) (2023年4月1日最終閲覧)
- 21 Chau, Candice, *op.cit.*
- 22 廣江倫子「香港における国際人権法の実施—香港人権法の成立と運用—」『一橋法学』第2巻第3号、2003年11月、1195-1222頁。
- 23 Fu, Hualing “The National Security Factor: Putting Article 23 of the Basic Law in Perspective”, in Steve Tsang (ed.), *Judicial Independence and The Rule of Law in Hong Kong* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2001), pp. 78-80. 「羊村繪本案 辯方結案：引聯合國報告指煽動罪過寬 立法局曾通過須證意圖」『法庭線』2022年7月30日。  
<https://thewitnesshk.com/%e7%be%8a%e6%9d%91%e7%b9%aa%e6%9c%ac%e6%a1%88-%e8%be%af%e6%96%b9%e7%b5%90%e6%a1%88%e5%bc%95%e8%81%af%e5%90%88%e5%9c%8b%e5%a0%b1%e5%91%8a%e6%8c%87%e7%85%bd%e5%8b%95%e7%bd%aa%e9%81%8e%e5%af%ac%e7%ab%8b/> (2023年4月1日最終閲覧)
- 24 Fu, Hualing, *op.cit.*, pp. 78-80. Chau, Candice, *op.cit.*
- 25 Chen, Albert H. Y., “The Consultation Document and the Bill: An Overview” in Fu Hualing, Carole J. Petersen and Simon N. M. Young (eds), *op.cit.*, pp.103-104.
- 26 Chau, Candice, *op.cit.*
- 27 前掲注8
- 28 「言語治療師總會5人被警國安處拘捕 涉串謀發布煽動刊物 警紅磡沙田蒐證」『明報』2021年7月22日。  
<https://news.mingpao.com/ins/%e6%b8%af%e8%81%9e/article/20210722/s00001/1626917821575/%e8%a8%80%e8%aa%9e%e6%b2%bb%e7%99%82%e5%b8%ab%e7%b8%bd%e5%b7%a5%e6%9c%83%e4%ba%ba%e8%a2%ab%e8%ad%a6%e5%9c%8b%e5%ae%89%e8%99%95%e6%8b%98%e6%8d%95%e6%b6%89%e4%b8%b2%e8%ac%80%e7%99%bc%e5%b8%83%e7%85%bd%e5%8b%95%e5%88%8a%e7%89%a9%e8%ad%a6%e7%b4%85%e7%a3%a1%e6%b2%99%e7%94%b0%e8%92%90%e8%ad%89> (2023年4月1日最終閲覧)
- 29 *HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (10/09/2022, DCCC854/2021) [2022] HKDC 1004, para. 8
- 30 *HKSAR v. Ng Hau Yi Sidney* (伍巧怡) (14/12/2021, FAMC32/2021) (2021) 24 HKCFAR 417, [2021] HKCFA 42
- 31 「羊村案5人刑滿出獄 1997年後首宗煽動刑物經審訊罪成案 終院採納國安罪保釋門檻」『法庭線』2022年

- 10月10日。  
<https://thewitnesshk.com/%e7%be%8a%e6%9d%91%e6%a1%885%e4%ba%ba%e5%88%91%e6%bb%bf%e5%87%ba%e7%8d%84-1997%e5%b9%b4%e5%be%8c%e9%a6%96%e5%ae%97%e7%85%bd%e5%8b%95%e5%88%91%e7%89%a9%e7%b6%93%e5%af%a9%e8%8a%e7%bd%aa%e6%88%90/> (2023年4月1日最終閲覧)
- 32 「還押逾年 羊村案 5 人囚 19 月 官斥向兒童洗腦 被告：自由受限是否真自由？」『明報』2022 年 9 月 11 日。  
<https://news.mingpao.com/pns/%e8%a6%81%e8%81%9e/article/20220911/s00001/1662832947191/%e9%82%84%e6%8a%bc%e9%80%be%e5%b9%b4-%e7%be%8a%e6%9d%91%e6%a1%885%e4%ba%ba%e5%9b%9a19%e6%9c%88-%e5%ae%98%e6%96%a5%e5%90%91%e5%85%92%e7%ab%a5%e6%b4%97%e8%85%a6-%e8%a2%ab%e5%91%8a-%e8%87%aa%e7%94%b1%e5%8f%97%e9%99%90%e6%98%af%e5%90%a6%e7%9c%9f%e8%87%aa%e7%94%b1> (2023 年 4 月 1 日最終閲覧)
- 33 前掲注 31
- 34 Amnesty International, “Hong Kong: Conviction of children’s book publishers an absurd example of unrelenting repression” 7 Sep 2022, <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2022/09/hong-kong-conviction-of-childrens-book-publishers-an-absurd-example-of-unrelenting-repression/> (2023 年 4 月 1 日最終閲覧)
- 35 前掲注 8
- 36 前掲注 31
- 37 「旁聽師煽動案 彭滿圓及六旬婦罪成 分別判囚一年及 3 個月 官：踐踏法庭尊嚴」『法庭線』2022 年 10 月 27 日。  
<https://thewitnesshk.com/%e6%97%81%e8%81%bd%e5%b8%ab%e7%85%bd%e5%8b%95%e6%a1%88%ef%bd%9c%e5%bd%ad%e6%bb%bf%e5%9c%93%e5%8f%8a%e5%85%ad%e6%97%ac%e5%a9%a6%e7%bd%aa%e6%88%90%e3%80%80%e5%88%86%e5%88%a5%e5%88%a4%e5%9b%9a%e4%b8%80/> (2023 年 4 月 1 日最終閲覧)
- 38 「旁聽師被控煽動 兩被告 5.31 答辯 官澄清「安心出行」不屬社交媒體」『法庭線』2022 年 5 月 19 日。  
<https://thewitnesshk.com/%e6%97%81%e8%81%bd%e5%b8%ab%e8%a2%ab%e6%8e%a7%e7%85%bd%e5%8b%95%e5%85%a9%e8%a2%ab%e5%91%8a531%e7%ad%94%e8%be%af-%e5%ae%98%e6%be%84%e6%b8%85%e5%ae%89%e5%bf%83%e5%87%ba%e8%a1%8c%e4%b8%8d%e5%b1%ac/> (2023 年 4 月 1 日最終閲覧)
- 39 前掲注 37
- 40 前掲注 5
- 41 香港特別行政區 訴 彭滿圓及另一人 (27/10/2022, WKCC928/2022) [2022] HKMagC 9, para. 90
- 42 *Ibid*, para.114
- 43 *Ibid*, para. 3
- 44 *Ibid*, para. 4
- 45 *Ibid*, para. 1
- 46 *Ibid*, para. 86-87
- 47 前掲注 5
- 48 *Ibid*, para. 2
- 49 前掲注 5、37
- 50 *HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (07/09/2022, DCCC854/2021) [2022] 4 HKLRD 657, [2022] HKDC 981, para. 88
- 51 Yap, Po Jen, “Freedom of Expression” in Johannes Chan and C. L. Lim (ed.), *Law of the Hong Kong Constitution [second edition]* (Hong Kong: Sweet & Maxwell, 2015), p.733.
- 52 *Hysan Development Co Ltd v. Town Planning Board* (2016) 19 HKCFAR 372
- 53 *HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (07/09/2022, DCCC854/2021) [2022] 4 HKLRD 657, [2022] HKDC 981, para. 97
- 54 *Ibid*, para. 93
- 55 *Ibid*, para.94-96
- 56 香港特別行政區 訴 彭滿圓及另一人 (27/10/2022, WKCC928/2022) [2022] HKMagC 9, para. 17
- 57 *HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (07/09/2022, DCCC854/2021) [2022] 4 HKLRD 657, [2022] HKDC 981, para.98-101
- 58 「シラクサ原則」は、1984 年にイタリア・シラクサにおいて開催された学術会議において、31 人の国際法の専門家によって作成された。American Association for the International Commission of Jurists, “Siracusa Principles on the Limitation and Derogation Provisions in the International Covenant on Civil and Political Rights” <https://www.icj.org/siracusa-principles-on-the-limitation-and-derogation-provisions-in-the-international-covenant-on-civil-and-political-rights/> (2023 年 4 月 1 日最終閲覧)
- 59 *HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (07/09/2022, DCCC854/2021) [2022] 4 HKLRD 657, [2022] HKDC 981,

- para.101-102  
60 *Ibid.* para.103  
61 香港特別行政區 訴 彭滿圓及另一人 (27/10/2022, WKCC928/2022) [2022] HKMagC 9, para. 26  
62 *HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (07/09/2022, DCCC854/2021) [2022] 4 HKLRD 657, [2022] HKDC 981,  
para.103  
63 *Ibid.*, para.100-108  
64 *Ibid.*, para.109  
65 *Ibid.*, para.110  
66 陳文敏「評羊村繪本案(一)」前掲注 11  
67 陳文敏「評羊村繪本案(四)」前掲注 11  
68 陳文敏「評羊村繪本案(三)」前掲注 11  
69 陳文敏「評羊村繪本案(四)」前掲注 11  
70 同上  
71 志田陽子『「表現の自由」の明日へ—一人ひとりのために、共存社会のために—』大月書店、2018年、21頁。  
72 *HKSAR v. Lai Chee Ying* (黎智英) (09/02/2021, FACC1/2021) (2021) 24 HKCFAR 33, [2021] HKCFA 3  
73 前掲注 14